

# レジデンス施設「ノダシード」利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、NPO 法人国東半島くにみ粋群が管理運営するアーティスト・イン・レジデンス施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称と位置及び付属設備)

第2条 アーティスト・イン・レジデンス施設の名称を「ノダシード」(以下施設)という。  
位置は大分県国東市国見町野田2660番地1、住宅・作業場・倉庫・駐車場スペースを有する。

(利用者の公募)

第3条 施設利用希望者は公募を中心に広く募集する。

2 前項の公募は、NPO 法人国東半島くにみ粋群ホームページ、新聞、雑誌、市・県広報誌、知人からの紹介などによるものとする。

(利用者の資格)

第4条 施設を利用することが出来る者は、国東市を拠点として文化・芸術等のジャンルで表現活動・制作活動を行っているもしくはこれから行う者。

2 地域住民との交流を大切にし、積極的に地域活動にも参加できる者。

3 滞在制作場所としてだけでなく、交流・公開など施設を最大限活用してくれる者。

(利用期間)

第5条 施設の利用期間は1年とし、継続したい場合は、新たに利用申込みをおこない許可を得ること。

2 理事長が認めた場合、1日以上、1年未満の短期間利用も可能とする。

(利用の申込み)

第6条 施設を利用する者は、あらかじめ別表1に定める利用申込書を理事長に提出しなければならない。

2 利用途中で第三者と施設をシェアする場合は、第三者は理事長への届出を行わなければならない。

(利用者の決定)

第7条 理事長は前条1の規定により申込みがあったときは、選考により利用者を決定するものとする。

2 理事長は利用者を決定したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(利用料の納付)

第8条 施設を利用する者は別表1利用申込書の申込期間にしたがい、別表2に定める利用料規定により利用料を利用月の前日までに納付しなければならない。

2 既に納付済みの利用料は返金しない。ただし、相当な理由があると認められるときは、その全部又は一部を返金することがある。

(利用者の守るべき事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用者は原則として滞在に必要な物品(寝具、洗面用具、その他消耗品)等は持参すること。

(2) 施設や付属設備を損傷し、又は汚損しないこと。

- (3) 土地の形質を変更しないこと。
- (4) 指定された場所以外への自動車等の乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (5) 施設や付属設備を転貸しないこと。
- (6) 施設を増築しない。ただし模様替え等については許可後おこなうこと。
- (7) 省エネに心がけ、ガスの元栓、電気の消し忘れなど細心の注意を払うこと。
- (8) 興行については管理運営団体に内容を届出の上行うこと。
- (9) 広告物については管理運営団体と相談の上、公序良俗に反しない範囲で掲出してもよい。
- (10) 危険な行為、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (11) 犬・猫等のペット類の同居は禁止とする。
- (12) 作品制作の過程で、火や薬品など危険物を取り扱う場合はあらかじめ管理運営団体に相談すると同時に必要があれば関係機関への届出等おこなうこと。
- (13) ごみ、汚物その他これらに類する物は国東市の基準にしたがい適正に処理すること。
- (14) 前各号のほか理事長が施設の管理上必要があると認める事項。

(規則違反)

第 10 条 理事長は前項に掲げる各事項に違反した場合や、施設利用者にふさわしくない行為を行ったものに対し、退去を命じることができる。その場合、納めている利用料金は返金しない。

(係員の立ち入り)

第 11 条 理事長は施設管理のため必要があると認められるときは、係員をして施設の検査をさせ、又は利用者に対して必要な指示をさせることができる。

(原状回復)

第 12 条 利用者は施設の利用が終わったときは、係員の指示に従い必要な部分を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 施設及び付属設備などをき損し、または滅失させた者は、理事長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし理事長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この規則は平成 27 年 1 月 1 日より施行する

(準備行為)

1 施設利用者の公募、決定についてはこの規則の施行前においても行うことができる。

別表 2 (第 8 条関係)

「ノダシード」利用料規定

利用期間	利用料 (円)
1 月あたり	15,000

\*各種公共料金(電気、ガス、下水道、ケーブルテレビ使用料)は上記の金額に含まれていません。事業者からの請求に基づき、実費徴収を行います。

(退去の翌月請求分については、退去時に前月と同額を徴収し精算といたします。)

\*30日未満の短期利用の申し込みについては2,000円/日とする。

\*施設をシェアする場合は、利用者同士の話し合いをもって利用料あん分を決め、合算額を納付すること。

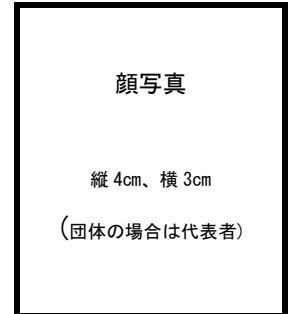
◇「ノダシード」利用申込書送付先◇

郵送：〒872 - 1401 大分県国東市国見町伊美 3884 番地  
特定非営利活動法人 国東半島くにみ粋群  
Tel・FAX：0978-82-0770  
E-MAIL：kunimisuigun@hop.ocn.ne.jp

別表1 (第6条関係)

アーティスト・イン・レジデンス施設「ノダシード」利用申込書

平成 年 月 日	
NPO 法人国東半島くにみ粋群 理事長 殿	
貴法人の定めるアーティスト・イン・レジデンス施設「ノダシード」 利用規則の履行を承諾の上、申し込みます。	
(ふりがな) 申込者氏名 ⑩ 住所 〒	
自宅電話： 携帯電話： Eメール：	
職 業	生年月日 年 月 日
緊急時 連絡先	住所 〒 氏 名 自宅電話： 携帯電話： 続 柄
利用予定人数	( ) 名 内訳 ※複数名で利用される場合は申込者を含めた全員をご記入ください
	1 (名前) (続柄) (年齢)
	2
	3
	4
利用期日	平成 年 月 日 ( ) から 平成 年 月 日 ( ) まで * 申込み期間は最大1年間とし、更新の場合は再度申込書を提出すること



裏 面

活動略歴

活用方法 ※滞在の形態、活用方法など、できるだけ具体的にお願いします

自己PR 制作に対する思いなどをまとめてください

※ご記入いただいた事項については本事業に関する目的以外には利用しません。